

用語の整理について

(1) 前文

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>すべて人は、障がいの有無にかかわらず、平等に、アかけがえのない個人として尊重され、地域社会で自らのイ個性と能力を発揮しながらウ_____心豊かに生活する権利を有している。</p> <p>しかしながら、現実には、日常生活の様々な場面において、障がいのある人が障がいを理由として不利益な取扱いを受けているという実態がエ_____る。また、障がいのある人が、自己実現を求め、自ら望むような社会参加をしたいと願っても、それを困難にしているオ物理的な問題に加え、障がいや障がいのある人に対する誤解、無理解、偏見などに基づく社会的障壁が存在し、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている。障がいのある人の多くがこのような不利益な取扱いや社会的障壁のために、自ら望む生き方を諦めざるを得ず、日常生活の様々な場面において家族等に依存することを余儀なく</p>	<p>すべて人は、障がいの有無にかかわらず、平等に、ア個人の尊厳が確保され、_____地域社会で自らのイ個性と可能性を発揮しながらウ尊厳をもって心豊かに生活する権利を有している。</p> <p>しかしながら、現実には、日常生活の様々な場面において、障がいのある人が障がいを理由として不利益な取扱いを受けているという実態がエり、これまで障がいのある人の尊厳が深く傷つけられてきている。また、障がいのある人が、自己実現を求め、自ら望むような社会参加をしたいと願っても、それを困難にしているオ_____社会的障壁が存在し、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている。障がいのある人の多くがこのような不利益な取扱いや社会的障壁のために、自ら望む生き方を諦めざるを得ず、日常生活の様々な場面において家族等に依存することを余儀なく</p>	<p>すべて人は、障がいの有無にかかわらず、平等に、アかけがえのない個人として尊重され、地域社会で自らのイ個性と能力を発揮しながらウ_____心豊かに生活する権利を有している。</p> <p>しかしながら、現実には、日常生活の様々な場面において、障がいのある人が障がいを理由として不利益な取扱いを受けているという実態がエ_____る。また、障がいのある人が、自己実現を求め、自ら望むような社会参加をしたいと願っても、それを困難にしているオ物理的な問題に加え、障がいや障がいのある人に対する誤解、無理解、偏見などに基づく社会的障壁が存在し、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている。障がいのある人の多くがこのような不利益な取扱いや社会的障壁のために、自ら望む生き方を諦めざるを得ず、日常生活の様々な場面において家族等に依存することを余儀なく</p>	<p>ア変更なし（個人として尊重、尊厳それぞれ意見があったため）</p> <p>イ変更なし（障がいの社会モデルを踏まえた意見と思われるが、「すべて人は（略）心豊かに生活する権利を有している」となっており、障がいについて述べているわけではないと考えるため。）</p> <p>ウ エ変更なし（「尊厳」については、第6条（基本理念）第1号に規定されており、前文は、基本的には大きく変えるものではないため）</p> <p>オ変更なし（前文は、基本的には大きく変えるものではなく、条例の定義にあわせて修正する必要はないものとするため）</p> <p>カ変更なし（「親なき後」は「日常生活の（略）生活自体が困難になってしまう」を踏まえたものとするが、「障がいのある人の多くが自ら望む生き方をあきらめざるを得ず」といったことも含め「状況」と規定してい</p>

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>され、その家族等を失えばたちまち生活自体が困難になってしまう【カ】状況に_____あり、家族等の不安もまた【キ】非常に深刻かつ切実である。</p> <p>そのような中で、平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を社会の責任で取り除き、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになった。</p> <p>日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、障がいを理由とする差別の解消に向けた様々な取組みがなされてきた。</p> <p>福岡市においても、国際社会や国の動向を踏まえた取組みを進めてきたが、障がいを理由とする【ク】いかなる種類の差別もない社会を実現するた</p>	<p>され、その家族等を失えばたちまち生活自体が困難になってしまう【カ】いわゆる「親なき後」等の現実があり、家族等の不安もまた【キ】_____深刻さを増している。</p> <p>そのような中で、平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を社会の責任で取り除き、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになった。</p> <p>日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、障がいを理由とする差別の解消に向けた様々な取組みがなされてきた。</p> <p>福岡市においても、国際社会や国の動向を踏まえた取組みを進めてきたが、障がいを理由とする【ク】_____差別もない社会を実現するた</p>	<p>され、その家族等を失えばたちまち生活自体が困難になってしまう【カ】状況に_____あり、家族等の不安もまた【キ】非常に深刻かつ切実である。</p> <p>そのような中で、平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を社会の責任で取り除き、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになった。</p> <p>日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、障がいを理由とする差別の解消に向けた様々な取組みがなされてきた。</p> <p>福岡市においても、国際社会や国の動向を踏まえた取組みを進めてきたが、障がいを理由とする【ク】いかなる種類の差別もない社会を実現するた</p>	<p>るため) 【参考】保健福祉総合計画用語解説より ・親なき後：親が亡くなった場合に加え、障がいのある人を介護している親や家族が病気になるなどで、介護を継続することができなくなった状態を指す。</p> <p>【キ】変更なし（現行の内容は当時の背景を述べた部分であり、かつ、客観的な現状認識も難しいことため)</p> <p>【ク】変更なし（前文は、基本的には大きく変えるものではなく、条例の定義にあわせて修正する必要はないものとするため)</p>

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>めには、市、事業者及び市民が一体となって努力していくことが必要である。</p> <p>このような認識のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を明らかにし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>めには、市、事業者及び市民が一体となって努力していくことが必要である。</p> <p>このような認識のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を明らかにし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>めには、市、事業者及び市民が一体となって努力していくことが必要である。</p> <p>このような認識のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を明らかにし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	

(2) 第1条

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、ケ社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動にコ参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会のサ実現に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、ケ社会を構成する権利主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動にコ参加し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会のサ実現を目指すことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、ケ社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動にコ参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会のサ実現に資することを目的とする。</p>	<p>ケ変更なし（権利主体以外の主体が除外された形の改正ととられるため）</p> <p>コ変更なし（参画が適当というご意見もあったため）</p> <p>サ変更なし（本文最後の「目的とする」と重複するため）</p>

(3) 定義

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、シそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるスものをいう。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、セ障がい者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(5) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去のためのソ_____必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、シ_____当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるス者 をいう。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、セ障がいのない者 と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(5) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去のためのソ_____個別の必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、シそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるスものをいう。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、セ障がい者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(5) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去のためのソ_____必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>シ変更なし（障害者差別解消法（第2条）も同様の規定となっているため）</p> <p>ス変更なし（前段の「者であって」との重複を避けるため、あえて後段は「もの」としてしているため）</p> <p>セ変更なし（「障がいのない者」と修正した場合、新たな定義が必要であるため）</p> <p>ソ変更なし（性別、年齢及び障がいの状態は個別性があることから、二重に規定することになるため）</p>

(4) 基本理念

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>第6条 略</p> <p>(1) すべての障がい者が、タ障がい者でない者と等しく、チ</p> <hr/> <p>基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしいツ生活を保障される権利を有すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 女性である障がい者は、障がいに加えて女性テであることテにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p>	<p>第6条 略</p> <p>(1) すべての障がい者が、タ_____チ侵すことのできない永久の権利として国民に信託されたものである基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしいツ生活水準を保障される権利を有すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 女性である障がい者は、障がいに加えて女性やテLGBT等であることテを理由に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p>	<p>第6条 略</p> <p>(1) すべての障がい者が、タ障がい者でない者と等しく、チ</p> <hr/> <p>基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしいツ生活を保障される権利を有すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 女性テや性的マイノリティである障がい者は、障がいに加えて女性テや性的マイノリティであることテにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p>	<p>タ変更なし（障がい者でないものと同じようにという趣旨で規定しているため）</p> <p>チ変更なし（「基本的人権」という現行の規定でも問題はないと考えるため）</p> <p>ツ変更なし（生活水準としても趣旨は変わらないものとするため）</p> <p>テ委員意見を踏まえ一部修正（国の基本方針に合わせて「性的マイノリティ」で修正。「理由に」と「により」は文意が同じであるため、変更なし。）</p>

(5) 市長への申出等

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>第15条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。ただし、第17条の規定により当該申出に係る事案を福岡市障がい者差別解消審査会 ト に諮問したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。ただし、第17条の規定により当該申出に係る事案を福岡市障がい者差別解消審査会 ト (以下「審査会」という。) に諮問したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。ただし、第17条の規定により当該申出に係る事案を福岡市障がい者差別解消審査会 ト に諮問したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>ト 変更なし（福岡市障がい者差別解消審査会は第6章に規定しており、第6章までは、あえて略しない規定としているため）</p>

(6) 組織及び委員

現行条例	委員案	調整案	理由等
<p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者並びに福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の ナ 擁護について優れた識見及び実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 委員は、職務上 ニ 知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p>	<p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者並びに福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の ナ 保障について優れた識見及び実務経験を有する者及び公募で応募した者のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 委員は、職務上 ナ 知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p>	<p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者並びに福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の ナ 擁護について優れた識見及び実務経験を有する者及び公募で応募した者のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 委員は、職務上 ナ 知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p>	<p>ナ 変更なし（一般的に「保障」とは、「立場・権利が侵されないよう守ること」とされ、現行の「擁護」をあえて変更する必要性はないものとするため）</p> <p>ニ 変更なし（国家公務員法の守秘義務規定（第100条）は、現行条例と同様の規定となっているため）</p>